

熊本県個人情報保護制度審議会議事録

1 日 時 平成28年3月4日(金) 午前10時から正午まで

2 場 所 熊本県庁行政棟13館 1302会議室

3 出席者

審議会委員 衛藤会長 金澤委員 澤田委員 孫委員 徳村委員 浪本委員

実施機関 熊本県健康福祉部健康づくり推進課 藤本参事、矢野主事

土木部道路整備課 石原課長補佐

土木部道路保全課 井島課長補佐、石村参事

県北広域本部総務部 井上総務課長、山田主事

企業局総務経営課 永野課長補佐、八十川参事

教育委員会教育政策課 新井参事

ひのくに高等支援学校 磯部主任事務長

県立図書館 高木主任主事

病院局総務経営課 松井課長補佐

事務局 県政情報文書課 田原課長 守屋課長補佐 永田主幹 山富主事

4 議事等

(1) 「がん登録事業」における個人情報の取扱いについて【報告】

(2) 条例第7条第3項第8号の本人以外からの個人情報の収集についての意見の聴取
(防犯カメラ及びドライブレコーダーによる個人情報の収集)【実施機関諮問】

(3) その他報告事項

- ・熊本県個人情報保護条例の改正について
- ・審議会答申を受けた特定個人情報保護評価書の公表について
- ・審議会答申を受けた防犯カメラ及びドライブレコーダーの運用状況について

5 審議内容

会 長 それでは、ただいまから個人情報保護制度審議会を開会します。
まず、本日の議事について、事務局から説明をお願いします。

事務局 次のとおり予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

① 「がん登録事業」における個人情報の取扱いについて

② 条例第7条第3項第8号の本人以外からの個人情報の収集についての意見の聴取
(防犯カメラ及びドライブレコーダーによる個人情報の収集)

③ その他報告事項

以上でございます。

会 長 その他、事務局から何かございますか。

事務局 配付資料の確認をお願いいたします。
〈資料確認〉

(1) 「がん登録事業」における個人情報の取扱いについて

会 長 それでは、審議に先立ちまして、実施機関からの報告事項として、「がん登録事業」における個人情報の取扱いについて、報告をお願いします。

事務局 健康づくり推進課 〈事務局から経緯について説明〉
〈資料 1 により説明〉

会 長 ただいまの説明について、御質問等あればお願いいたします。
私からよろしいでしょうか。がん情報の提供先として、法 19 条で市町村等とありますが、「等」にはどのようなものを含むのでしょうか。健康保険組合等ですか。

健康づくり推進課 法 18 条で県設立の地方独立行政法人等とありますが、市町村においても同様に、市町村設立の地方独立行政法人がありますので、それを含む意味での「等」となります。

澤田委員 これまでのがん登録事業との違いというのは、法律が制定され、全国がん登録が開始されたため、国にもがん情報を送るようになったということでしょうか。

健康づくり推進課 基本的には、従来の地域がん登録事業においても、国に対して報告は行っており、全国のデータとして統計はとっております。大きな違いとしては、法律が制定されたことにより、これまで任意で求めていた病院からの情報の届出が、法律で義務化されたことが挙げられます。これにより、情報の精度が上がるというのが、大きな違いであると考えております。

会 長 他に御質問等ありますでしょうか。
無いようですから、実施機関の方は退室されて結構です。

《健康づくり推進課 退室》

(2)-1 条例第 7 条第 3 項第 8 号の本人以外からの個人情報の収集についての意見の聴取（防犯カメラにより個人情報を収集する事務）

会 長 続いて、教育委員会及び病院事業管理者から諮問がありました「防犯カメラにより個人情報を収集する事務」についての審議を行います。

まず、条例第 7 条第 3 項第 8 号により例外的に本人以外から個人情報を収集する場合の考え方について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 〈解釈運用基準により説明〉

会 長 それでは始めに、ひのくに高等支援学校及び県立図書館の案件について、教育政策課から説明をお願いいたします。

教育政策課	〈資料 2-1 1P~13P により説明〉
会 長	今、二か所について説明がありましたが、何か御質問等ありますでしょうか。
金澤委員	ひのくに高等支援学校分についてですが、予算等の関係もあるのでしょうか、1台のみでの設置で十分なのでしょうか。御説明の中で、生徒の失踪事案があったということであり、今回設置を予定されているのが、正面玄関のみとなっておりますが、出入りができるのはここだけということですか。
ひのくに高等支援学校	出入りができるのは、この正門一箇所のみとなりますので、生徒の失踪事案等の対応としても、こちらのみで対応可能と考えております。
金澤委員	フェンスの高さはどのくらいなのか。
ひのくに高等支援学校	150センチほどですので、飛び越えることはないと考えております。
金澤委員	失踪は、フェンスからはなくて、出入りができる正門からということですね。
ひのくに高等支援学校	そうでございます。
会 長	<p>県立図書館分については、確か前回、4台分の審議を行い、承認していたと思いますが、今回6台追加に当たり、諮問されています。このカメラ設置箇所の選定は、どのような基準で行ったのですか。</p> <p>また、今後さらに増設する可能性はありますか。</p>
県立図書館	<p>平成24年度に諮問を行いましたのは、県立図書館本体に4台、貴重品預かり用のロッカーからの盗難の防止や蔵書の持出し等への対策として、設置をしたものでございます。</p> <p>今回、諮問を行いましたのは、くまもと文学・歴史館は、文化財ですとか、貴重な資料を展示し、一般の方に見ていただく施設ですので、その盗難等を防ぐため、6台、死角が無いように、文化庁とも打合せながら設置の検討したところでございました。</p>
会 長	台数は、これで十分だということで、よろしいでしょうか。
県立図書館	そう考えております。
浪本委員	ひのくに高等支援学校分についてですが、資料2-1の3ページ、カメラ設置の理由の(6)で、生徒本人の失踪事案への対策を理由に挙げておられます。原則として、やはり、カメラを設置していることについて、生徒さんから事前に同意を得ていた方がよいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。不正侵入者等はもちろん不可能ですが、在学している生徒さん御本人若しくは保護者の方から同意を得ておくことは原則かなと。
教育政策課	通常、学校活動において児童生徒の撮影等を行うことについては、保護者等に対して、年度当初に概括的に同意書を取っているところが多くございます。特別支援学校においても同様の措置を取られているか、また、防犯カメラによる撮影についても含めたうえで同意を得ることとするか等、持ち帰り検討させていただきます。

浪本委員 先ほど条例第7条第3項の説明がありました。第1号に「本人の同意があるとき」があつて、その他いずれにも該当しない場合、本審議会での審議を受けてということですので、同意を把握することが可能ならば、そうすべきなのではないかと。

会 長 今のような御意見がありました。検討の余地はありますでしょうか。

教育政策課 検討させていただきます。

会 長 それでは、ひのくに高等支援学校及び県立図書館分については、（ひのくに高等支援学校分について）浪本委員からありました「例外はできるだけ限定的にした方がよく、御本人若しくは御家族からの同意をとることを検討すること」という意見を付したうえで、設置については適当と判断してよろしいでしょうか。

各委員 （異議なし）

会 長 では、そのように判断いたします。
実施機関職員の方は、退室されて結構です。

《教育委員会 退室》

会 長 続いて、県立こころの医療センター分について、審議を行います。
まず、実施機関からの説明をお願いします。

病院局 〈資料2-1、14P～19Pにより説明〉

会 長 御意見、御質問等いかがでしょうか。

浪本委員 先ほどの案件と同様の意見となりますが、患者さんを撮影することがメインになることと思しますので、御本人からの同意について、どのようにお考えでしょうか。

病院局 入院される患者さんから同意を得ることは可能かと考えますが、出入口への設置ですので、外来者や業者の方に対しては、難しいので、付近への掲示によりお示ししようかと考えているところです。

浪本委員 外来者や業者の方については、問題ないと思います。先ほどもお話ししたように、本人から同意を得るところが原則だと思いますので、例えば入院するときに同意を得るなど、それが可能であるなら、御検討いただければ。

病院局 まだ設置をしておりませんので、患者さんからの同意というのは、いただいていない状態です。このような御意見をいただいたことを受けて、所属でも検討させていただきます。

会 長 私も何度かここを訪れたことがあります。入院されている患者さんにも、病状の程度の差があると思います。全員に一律に同意を得ることは困難かもしれませんが、少なくとも軽度の方については、説明のうえ、同意をいただくということをお検討いただければと思います。

それでは、今の御意見を踏まえたうえで、当審議会としては、設置について適当であると判断してよろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

会長 それでは、実施機関の方は退室されて結構です。

《病院局 退室》

(2)-2 条例第7条第3項第8号の本人以外からの個人情報の収集についての意見の聴取（ドライブレコーダーにより個人情報を収集する事務）

会長 それでは、次の案件の審議に移ります。

ドライブレコーダーにより個人情報を収集する事務について、まず事務局から説明をお願いします。

事務局 〈以下のとおり事務局説明〉

- ・ ドライブレコーダー案件については、交通事故等の円滑な処理のため、本人の同意を得ずに個人情報を収集する必要があり、第1号から第7号までの例外規定のいずれにも該当しないため、個人情報保護条例第7条第3項第8号に基づき諮問を要する事項と判断した。
- ・ 本年7月審議会において、宇城振興局分について御審議いただいた。
- ・ 他所属において設置済み若しくは設置予定のレコーダーも、同様の手続を行う必要があると考えたため、全庁照会を行った。設置済みとの回答があった所属からの諮問案件について、本日は御審議いただく。

会長 それでは、実施機関である道路整備課から説明をお願いします。

道路整備課 〈資料2-2、1P~7Pにより説明〉

会長 道路整備課の公用車というのは一台のみですか。

道路整備課 はい。

浪本委員 録画した画像の利用方法についてですが、道路状況の確認に使うということで、例えば週に一回など、定期的に映像を閲覧する機会を持つことになるということですか。

道路整備課 基本的に、公用車を走行させる際には、目的を持って走行させることになるという趣旨でして、「道路状況の確認」というのはそのような意味合いになります。渋滞がひどいという情報が入ってきた場合に、実際に車両を走らせてみて、録画をし、所属で確認を行います。あるいは、要望があった場合には、車を走らせることによって、道路の線形であるとか、幅員を確認するという目的を考えております。

浪本委員 通常よくこの審議会で審議するのは、不測の事態が発生した場合に閲覧するものがほとんどだと思うのですが、こちらの場合は、平時にも定期的に確認する必要があるということですね。

道路整備課 はい。

会長 それでは、当該案件については、ドライブレコーダーにより例外的に個人情報収集することについて、適当であると判断してよろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

《道路整備課 退室》

会長 それでは、次に道路保全課の案件について、審議を行います。まず、実施機関からの説明をお願いします。

道路保全課 〈資料２－２、８P～17Pにより説明〉

徳村委員 設置目的と設置を必要とする理由のところにあります「管理瑕疵による事故発生の抑制」ですが、具体的にどのようなことを想定されているのでしょうか。言葉が難しくくて。

道路保全課 事例で御説明しますと、平坦な道に石等の落下物がある場合、自然に落ちてきたものではなく誰かが落としたものであろうということになりますが、先ほど御説明したとおり、道路の状態を常時安全な状態に保つのが我々の役割ですので、道路パトロール車や通常の公用車で走行中、職員が確認したところで撤去しておりますが、24時間体制で確認することは実質的に不可能です。走行中に落下物に接触したことで車に傷が付き、その責任を問われることがあります。何も記録がなければ、公用車で走行中に確認したときに落下物はなかったということを証明するのは困難です。そこで、ドライブレコーダーには日時も記録されますので、何月何日何時には落下物はなかったということ先方に説明でき、管理瑕疵に対応しうる資料であると考えております。

徳村委員 管理瑕疵というのは、実施機関側のことをおっしゃっているのですよね。

道路保全課 そうでございます。道路管理者の瑕疵ということですよ。

徳村委員 管理瑕疵による「事故発生の抑制」とあるのが、今、御説明を受けた内容と対応していない気がしまして。

道路保全課 例えば、持ち帰って画像を見ることにより、未然にそのようなことを防ぐことも可能です。

澤田委員 改めて画像を見て、道路に穴が開いていたようだということを確認するような。

道路保全課 他の職員と相談して、やはりこのような場合には対応が必要ではないかという検討することも考えられます。もう一度現場を見にいったら、やはり陥没の兆候があるので、補修をして、未然に事故を防ぐという対応も可能となります。

徳村委員 今回の御説明を聞くと、この「管理瑕疵による事故発生の抑止」に当てはまる気がします

。

澤田委員 公用車の道路パトロール車にはドライブレコーダーを設置するとのことですが、民間委託される分については設置されるのでしょうか。

道路保全課 委託契約の際の仕様書の中でも、ドライブレコーダーの設置については記載しておりませんので、今のところ、設置はしていません。まずは直営の、われわれ職員が利用する公用車に設置し、その効果をみて、委託分についても導入を検討してまいりたいと考えております。

澤田委員 まずは直営の方で試行するということですね。

会 長 それでは、御意見等なければ、当該案件について妥当と判断してよろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

《道路保全課 退室》

会 長 それでは、次に県北広域本部の案件について、審議を行います。まず、実施機関からの説明をお願いします。

県北広域本部 〈資料 2-2、18P~26Pにより説明〉

会 長 気になったのが、資料 2-2 の19ページ、設置の目的の中に、「所属職員の立場を擁護することを目的とする」という、どちらかと言えば主観的な目的が入っているのではないかという点です。どちらかと言えば、むしろ、交通事故等が発生した際の、客観的な証拠の保全等が目的ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

県北広域本部 交通事故が発生した際に、よく交差点辺りに目撃者を求める看板が警察等によって立てられている場合もありますし、人によっては、青信号であったものを赤であったという方もいらっしゃるという話を聞いておりますので、事故の映像がきちんと証拠として残って、職員が不利益を被ることがないようにという趣旨で、目的として挙げているところでございます。

会 長 場合によっては、県職員の方にとって不利益になる場合もあると思いますし、その際にも使用されることとなるのでしょうかから、言葉の表現としていかがなものでしょうか。

澤田委員 要項案の設置目的には「トラブル発生時における迅速かつ適切な処理並びに交通違反等の危険運転の確認」とありますが、まさにこれが目的ではないのでしょうか。

県北広域本部 設置目的をこちらに訂正させていただきます。

浪本委員 以前も質問したのですが、録画時間が60分とありますが、通常の走行時間をカバーできるのでしょうか。

県北広域本部 波野まで行くとすれば、往復で三時間かかりますので、カバーはできておりません。

浪本委員 それであれば、走行時間すべてを録画することができるメモリーカードの方がよいのではないですか。

県北広域本部 私たちが設置目的に挙げておりますのは、交通事故発生時の処理ですので、交通事故の前後の映像が保存されていれば、十分であると考えております。

浪本委員 交通違反等の危険運転の確認のためという目的については、どうでしょうか。

県北広域本部 交通違反等が発生した場合は、警察の対応を受けることとなりますので。

浪本委員 警察の対応がない交通違反というものもあるのではないかと思います。

県北広域本部 警察等がレコーダーに記録した映像を研修に利用するような場合には、走行中すべてを録画する必要があるかと思いますが、われわれは交通事故処理への対応を主目的と考えておりますので、その前後の映像が記録されていれば十分であると考えております。

会 長 交通事故はいつどこで発生するか分かりませんので、ちょうど事故が発生した際の映像が残っていないということにはなりませんか。

県北広域本部 事故等によりレコーダーが衝撃を受けた際には、自動的にその前後の映像が保存されることとなります。

孫委員 信号無視の場合はどうでしょう。

県北広域本部 急ブレーキを踏んで、衝撃が発生した場合は、保存されることとなります。

会 長 設置を必要とする理由、事情の中で、管轄面積がかなり拡大したとありますし、先ほど浪本委員がおっしゃったように、記録時間が60分で十分なのかという疑問はあります。

孫委員 せっかく設置するのですから、機能のいいものをつけなければ。

浪本委員 そこまでコストは上がらないのではないかと思います。

孫委員 後で更新することになれば、更にコストがかかってしまいます。

県北広域本部 検討させていただきます。

会 長 技術的、経済的な側面があるかと思いますが、検討していただければと思います。それでは、ここまでの検討事項を含めた上で、当該ドライブレコーダーの設置については、妥当と判断してよろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

会 長 では、実施機関の方は退室されて結構です。

《県北広域本部 退室》

会 長 それでは、最後に企業局の案件について、審議を行います。
まず、実施機関からの説明をお願いします。

企業局 〈資料２－２、27P～34Pにより説明〉

澤田委員 今回、企業局がドライブレコーダーを設置されるのは、今までの他所属の案件とは異なり、ダムや発電所等がある山道など、通常の道路より交通事故等が発生する危険性が高いことを想定してとのことですが、そのようなダムや発電所のような所へは、どのくらいの頻度で出張されるのですか。出先機関は現場へよく行くのだろうかというイメージしやすいのですが、本庁からも行かれるのでしょうか。

企業局 出先機関の方が出かける頻度は多いですが、本庁が全体の管理を行っておりますので、本庁からも出張することはあります。

澤田委員 本庁からの方が、走行距離は長くなるということでしょうか。

企業局 そうでございます。一番遠い所ですと、碓北町の都呂々ダムがあります。

澤田委員 これまでにあったような管内を周るというよりも、かなり長距離を移動する必要があるということですね。

企業局 人吉の市房ダムですと、長距離かつ高速道路を利用することになりますので、やはり危険性は高いと考えております。

浪本委員 録画した映像の閲覧は、どのような場合を想定されていますか。設置目的に「交通安全に対する職員の意識高揚」とありますが、一年に一回はその目的に照らして映像を確認することがあるのでしょうか。それとも、トラブルが発生した場合のみでしょうか。

企業局 結論を申し上げますれば、後者を想定しております。事故等が発生した際の状況確認と、原因等を把握し研修等で利用することを考えております。

会 長 交通事故というのは、めったに起こるものではありませんし、起こしてはならないものだと思いますが、この「交通安全に対する職員の意識高揚」というのは、必ずしもドライブレコーダーによってのみ達成されるものではなくて、日頃から心がけなければならないことではないでしょうか。

企業局 もちろん、そうであると考えておまして、付加的な目的という意識です。
繰り返しになってしまいますが、先ほども御説明したように、交通事故に繋がる可能性の高い運転をする機会が多いため、職員に対しても常日頃から安全運転を呼びかけているところでございます。

会 長 それでは、当該案件についても、妥当であると判断してよろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

会 長 それでは、実施機関の方は退室されて結構です。

 《企業局 退室》

会 長 以上で、ドライブレコーダー案件についての審議を終了します。
 事務局へ質問ですが、部署ごとに諮問が挙がってきているようですが、県庁の中で公用車を使用する部署というのは、他にもあるのでしょうか。

事務局 それぞれの所属で、公用車を所有されているところは、他にもございます。

会 長 そうであれば、また同じような内容の諮問が挙がってくる可能性があるのではないかと
 思います。まとめて諮問をするような方法はとれないのでしょうか。

浪本委員 目的を揃える等して、まとめて諮問する方法もとれそうですね。

金澤委員 どの所属も大体同じ目的のところが多いようですので、文言の違いで分けてしまうよりも、ひな形ではないですが、モデルのようなものを示して、それ以外に特別な事由がある場合に、加えるというようにした方がよいのではないのでしょうか。

徳村委員 私たち委員も、毎回同じ意見を言わなければならなくなりますので。職員の方はこの場で初めてお聴きになることになるのですけれど。

会 長 諮問内容と直接関係するものではありませんが、私もそう思いましたし、他の委員の皆様もそのような御意見をお持ちのようですので、これから他の所属においてドライブレコーダーを設置されて、条例の規定に基づき審議会への諮問を行う場合には、まとめていただければと思います。そして、先ほども申し上げた設置要項案についても、御検討いただけますでしょうか。

事務局 これから案件も増えてくるかと思しますので、類型化できないかどうかも含めて、検討させていただきます。

金澤委員 案件が増えるようであれば、特に、まとめて諮問することもしていただければと思います。どちらにとってもよいことだと思いますので。

徳村委員 先ほどの案件でもそうでしたが、「職員の交通安全意識の高揚」という付随的な目的が最初に出てきてしまっていて、そうではないでしょうという意見を、毎回言わなければならない。ひな形を示して、意識の統一をしていただければと思います。

事務局 今回の諮問をさせていただくに当たって、全庁照会を受けて出てきた案件については、前回の宇城地域振興局の案件等を踏まえて、事務局からモデル要項案を示したところでしたが、やはりそれぞれ管理方法や保存方法の違いがあるということで、同じような形にはならなかったところがございます。
 今後は類型事項とするかどうかを含めて、検討させていただきたいと思います。

澤田委員 今回、道路の維持管理や保全といった、積極的に映像を活用しようというパターンが新

たに出てきたのだと思います。そのようなものがある一方で、交通事故処理や職員の交通安全意識の向上といった目的のものもあるかと思しますので、ある程度類型化できるのであれば、そうした方がお互いのためにもよいのではないかなと思います。

会 長 参考にしていただければと思います。
以上で諮問事項についての審議を終了します。

(3) 報告事項

会 長 続いて、事務局からの報告事項について、説明をお願いします。

事務局 ○ 熊本県個人情報保護条例の改正について
〈資料3-1及び3-2により、以下のとおり説明〉

- ・ 行政不服審査法改正に伴う個人情報保護条例の改正内容について御説明する。
- ・ 全体的事項として「不服申立て」「異議申立て」を「審査請求」に統一している。
- ・ 第25条の9、新設した規定であり、行政不服審査法の改正で新たに定められた「審理員による審理手続」を、個人情報の開示等に係る審査請求手続きでは適用しないこととした。（既に審査会による諮問・答申の手続が取られているため）
- ・ 第26条第1項、開示請求等に対する「不作為」についても、審査請求をすることができ、審査請求があった場合は、審査会への諮問を行わなければならないこととした。
- ・ 第38条の3、新設した規定であり、審査会が必要と認めるときには、指名した委員に調査させたり、審査請求人や参加人の口頭意見陳述を聴かせたりすることができることとした。
- ・ 第39条、審査会に提出された資料の閲覧や写しの交付を申し出る場合、これまでは諮問実施機関に対して求めることとしていたが、審査会に対して求めることとした。審査会は今後、この申出がなされた場合、閲覧等をさせることができるかどうか、判断することとなる。
- ・ 審査会に対して、審査会に提出された資料等の写しの交付を求める際の費用は、手数料で徴収することとした。

会 長 資料3-2は、改正後の条例全文ということでしょうか。

事務局 そうでございます。下線部が改正箇所となっております。

事務局 ○ 審議会答申を受けた特定個人情報保護評価書の公表について
〈資料4-1及び4-2により説明〉
（補足）本審議会において第三者点検を行った全項目評価書については、答申を受けて一部記載内容等を修正した後、現在、県のホームページ等で公表されている。

事務局 ○ 審議会答申を受けた防犯カメラ及びドライブレコーダーの運用状況について
〈資料5により説明〉

次回の審議会について

会 長

以上で、本日の審議を終了します。
次回の審議会の内容等について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

〈以下のとおり説明〉

- ・ 諮問予定の案件がないため、来年度末を予定している。
- ・ 緊急に審議が必要な案件が生じた場合、年度途中でも開催する場合がある。その際には、改めて日程調整させていただく。

会 長

それでは、これで本日の審議会を終了いたします。